

びょうき ひと ふ
病気になる人が 増えているために
これからすること

- 1 病気を 広げないための 取組み
(1) 人が集まることを 少なくしてください
(2) 基本的な 病気になることを しっかり 守ってください
(3) 外出して 病気になるリスクを 少なくしてください
- 2 レストラン等の 開けている時間を 短くすること
- 3 イベントなどを するときの お願い
- 4 飲食店<=飲んだり食べたりする店>以外の 建物へ 開けている時間を 短くする お願い

ねん がつ にち
2021年8月12日

きょうとふ
京都府

1 緊急事態宣言を出すことのおねがいについて

新型しんがたコロナウイルスころなういるすの病気びょうきが とても 早くはや 増えてふいます。病気びょうきになった人ひとが 多おほくなると 病院びょういんで 病気びょうきを 治なおすことが 難むずかしくなるので 緊急事態きんきゅうじたいの取組とりくみを 行おこなうことを 国くにと相談そうだんします。

2 まん延防止等重点措置を続けます

重点措置を行う地域に 8月17日から 宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市が 増えます。

(新たに お願いすること)

2 レストランなどの 開けている時間を 短くする お願い

②いつ 2021年8月17日 午前0時から 8月31日 午後12時まで

③場所・店を 開けている時間・お酒をだしても よい時間

<p>【重点措置を行う地域】</p> <p>京都市、宇治市、城陽市、向日市、 長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市</p> <p>国の法律 (第31条の6第1項)</p>	<p>重点措置を行わない地域</p> <p>国の法律 (第24条第9項)</p>
---	--

4 飲食店 (=飲んだり食べたりする店) 以外の 建物へ 開けている時間を 短くする お願い

(I)

① お願いする地域と 期間

・ 重点措置を行う地域

京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市

・ 2021年8月17日 午前0時から 8月31日 午後12時まで

(II)

① お願いする地域と 期間

・ 京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市 以外の

地域

※ 8月17日から お願いする 内容は [5ページから後ろ](#) を 見てください。

3 病気を広げないために じゅうぶんに 考えてください！

あなたと 大切な家族 友人や 周りの人の 命と 健康を守るために 病気を広げないた
めに じゅうぶんに 考えて 基本的な 病気に ならないための 取組を しっかりと してくだ
さい。

- ① 会社に行くこと 食べたり飲んだりすること 買い物等を しないで できるだけ 家に
いてください。
- ② 急ぐ用事が ないときは できるだけ 他の 都道府県へ 家族や 友達に 会いに
行ったり 旅行などは しないで ください。
- ③ マスクを してください。
- ④ 手を 洗うことや 手や指の 消毒を しっかりと してください。

1 病気を 広げないための 取組み

病気を 広げないために 8月2日から 8月31日までの間 下の取組みを お願いします。
(国の法律 (特措法第31条の6第2項、特措法第24条第9項))

1 人が集まることを 少なく してください。

国の法律 (特措法第31条の6第1項) にあわせて お願い

・仕事は できるだけ テレワーク<インターネット>を 使って 家などで 仕事を すること

をしてください。「会社へ行って 仕事を する人の 数を 70%減らすこと」を 目標 にしてください。

・食べたり飲んだりするときは 少ない人数で 病気が 広がらないように 取り組んでいる

レストランに 行ってください。「きょうとマナー」のルールを しっかり守る

・人が集まる 行事は することを じゅうぶんに 考えてください。

・会社やお店をしている人は バーゲンセールなどの イベントの お知らせを 出さないように してください。

・道や 公園などで 多くの人 が 集まって お酒を 飲むなど 病気になる リスクが 高いことは しないでください。

2 基本的な 病気にならない 取組を しっかりと してください

国の法律 (特措法第24条第9項) にあわせて お願い

・ワクチン接種<ワクチンの 注射>を すること<に 関係なく 続けて マスクをする・手を

洗う・消毒などを してください。

・少しでも 身体の調子が 悪いときは 病院などに 相談して 人と 会うことを 少なくして 外出 しないで ください。

・一緒に 住んでいる 人が 新型コロナウイルスの 病気になり、濃厚 接触の 可能性が あるときは

ぜんいん かかん いえ
全員が 14日間 家にいて ください。

- かいしゃ なか しごと へや きゅうけい へや ふく きが へや
・会社の中で 仕事をする 部屋だけではなく 休憩する部屋や 服を 着替える部屋

などでも びょうき ひろ がらないうように きをつけて ください。

くに ほくりつ とくそほうだい じょう だい こうおよ とくそほうだい じょうだい こう あ ねが
国の法律（特措法第31条の6第2項及び特措法第24条第9項に 合わせたお願い）

- みせ あ じかん みじか ねが おそ じかん みせ い
・店を 開けている時間を 短くすることを お願いしています。それより 遅い時間には 店に 行かな
いでください。

がいしゅつ びょうき りすく すく
3 外出して 病気になるリスクを 少なくしてください

くに ほくりつ とくそほうだい じょうだい こう ねが
（国の法律（特措法第24条第9項）にあわせた お願い）

- いそ ようじ がいしゅつ で かぞく
・急ぐ用事が ないときは できるだけ 外出しないでください。どうしても出かけるときも 家族や

ともだち すく にんずう い
友達などと 少ない人数で 行ってください。

- いそ ようじ ほか とどうふけん かぞく ともだち あ い りょこう
・急ぐ用事が ないときは できるだけ 他の 都道府県へ 家族や 友達に 会いに 行ったり 旅行など
は しないで ください。

- とく いそ ようじ きんきゅうじたいそち えんぼうしとうじゅうてんそち たいさく ちいき
・特に 急ぐ用事が ないときに 緊急事態措置や まん延防止等重点措置の 対策を している地域に

い かないうこと。 しんがたころなういす びょうき ひと おお ちいき い
行かないこと。 新型コロナウイルスの 病気になっっている人が 多い地域にも 行かないでくださ
い。

- でんしゃ ばす なか かいわ
・電車や バスの 中では 会話をしないで ください。

2 レストラン等の開けている時間を短くするお願い

レストランなどの店を している人は 次のように 開けている時間を 短くしてください。

国の法律（第31条の6第1項、第24条第9項）

〔お願いすること〕

①どんな店の時間が短くなるか？

・レストラン（居酒屋を含む）・カフェなど（配達・店や建物など家に持って帰るとき

は制限がありません）遊興施設※（近くに人が来てサービスをする店）で、
食品衛生法の許可がある店

※これらの店は開けている時間は短くなりません。でもお酒を出す時間は短くなります。

②いつ

2021年8月17日 午前0時から 8月31日 午後12時まで

③場所・店を開けている時間・お酒をだしてもよい時間

店を開けている時間	（お酒をだしてもよい時間）
<p>【重点措置を行う地域】</p> <p>京都市、宇治市、城陽市、向日市、 長岡京市、八幡市、京田辺市、 木津川市</p> <p>国の法律（第31条の6第1項）</p>	<p>重点措置を行わない地域</p> <p>（第24条第9項）</p>
<p>・午前5時から 午後8時まで</p> <p>（お酒をだすこと（店や建物に来た人がお酒を持ち込むことを含む。以下同じ）をやめてください。）</p>	<p>・午前5時から 午後9時まで</p> <p>（お酒をだしてもよいのは午前11時から午後8時30分まで）</p> <p>お酒を出すために店が守らなければいけないことの条件を守った店だけ</p> <p>お酒を出すために店が守らなければいけないこと</p> <p>(1) アクリル板等をおくこと（席と席の間を広くすること）</p> <p>(2) 手や指の消毒をしっかりと</p> <p>(3) 食べる時以外はマスクをしてもらうこと</p> <p>(4) 空気をしっかりと入れ替えること</p>

	<p>いっしょ く きやく かず くみ にん (5) 一緒に来る お客の数は 1組4人まで</p>
<p>みせ あ ばあい ねが 店を開ける場合に お願いすること</p>	
<p>くに ほうりつ とくそほうだい しょう だい こう 国の法律（特措法第31条の6第1項）に あわせた お願い はたら ひと けんさ う ・働いている人が できるだけ 検査を 受 けるように してください みせ たてもの き ひと ばしょ ・店や 建物に 来た人が ひとつの 場所に あつまらないように 案内し 熱や 咳などが ある人は 店や 建物に 入ることが でき ないようにするか 建物から 出てもら うようにする て ゆび しょうどく ・手や 指の 消毒が できるようにしたり みせ たてもの しょうどく 店や 建物の 消毒をする へ や たてもの なか くうき い か ・部屋や 建物の 中の 空気を 入れ換える ますく つ ほか びょうき ふせ ・マスクを 着けたり 他の 病気を 防ぐた めの方法を 来る人に 知らせる あくりるばん お ひと ひと あいだ ・アクリル板を 置いたり 人と 人との 間 を 広くして 飛沫感染く = 会話や 咳や くしゃみを すると 口から 細かい つばや はなみずなどが 飛びます。これを 飛沫と 言い ます。ウイルスの 入った 飛沫が 目・鼻・ のどから 入って 感染することが 飛沫感染 です。>を 防ぐ からおけ ・カラオケは しないこと。</p>	<p>くに ほうりつ とくそほうだい しょうだい こう 国の法律（特措法第24条第9項）に あわせた お願い はたら ひと けんさ う ・働いている人が できるだけ 検査を 受け るように してください みせ たてもの き ひと ばしょ ・店や 建物に 来た人が ひとつの 場所に あつまらないように 案内し 熱や 咳などが ある人は 店や 建物に 入ることが でき ないようにするか 建物から 出てもら うようにする て ゆび しょうどく ・手や 指の 消毒が できるようにしたり みせ たてもの しょうどく 店や 建物の 消毒をする へ や たてもの なか くうき い か ・部屋や 建物の 中の 空気を 入れ換える ますく つ ほか びょうき ふせ ・マスクを 着けたり 他の 病気を 防ぐた めの方法を 来る人に 知らせる あくりるばん お ひと ひと あいだ ・アクリル板を 置いたり 人と 人との 間 を 広くして 飛沫感染く = 会話や 咳や くしゃみを すると 口から 細かい つばや はなみずなどが 飛びます。これを 飛沫と 言い ます。ウイルスの 入った 飛沫が 目・鼻・ のどから 入って 感染することが 飛沫感染 です。>を 防ぐ からおけ ・カラオケは しないこと。 ・CO2を 測る機械をおくこと ぎょうしゅべつ が い どら いん しごと しゅるい ・業種別ガイドライン< = 仕事の種類に よ って 決められている ルール>を しっかり 守ること</p>
<p>くに ほうりつ とくそほうだい しょうだい こう 国の法律（特措法第24条第9項）に あわ せた お願い はなみず ・CO2を 測る機械をおくこと ぎょうしゅべつ が い どら いん しごと しゅるい ・業種別ガイドライン< = 仕事の種類に よ って 決められている ルール>を しっかり 守ること</p>	

※泊まる人が 多い インターネット カフェ・マンガ喫茶などは この 制限を お願いしません。

ただし お酒を 出すときの 店を 開けている時間を 短くすることは お願いします。

3 イベントなどを するときの お願い

イベントを する人などは 下のことを お願いします。

国の法律 (特措法第 24 条第 9 項)

〔お願いの 内容〕

① お願いをする 地域・期間

京都府全部

2021年8月2日 午前0時から 8月31日 午後12時まで

② 参加できる 人数と 建物に はいることが できる割合

・ 5,000人まで

・ 参加者が 大きな声を出さない場合：参加できる 人数の 100%以内

・ 参加者が 大きな声を出す場合(※)：参加できる 人数の 50%以内

※他の グループの人との 間は 座席を 1席 空けてください。同じ

グループの人 (5人まで) との 間は 座席を 空けなくてもいいです。

③ 終わる時間

午後9時まで

4 飲食店<=飲んだり食べたりする店>以外の 建物へ 開けて いる時間を 短くする お願い

(I) 下の建物は 開けている時間を 短くしてください。

国の法律 (特措法第 24 条第 9 項)

① お願いをする 地域と 期間

・ 重点措置を行う地域

京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市

・ 2021年8月17日 午前0時から 8月31日 午後12時まで

ねが たいもの ないよう
 お願いをする 建物と 内容

みせ はい おお たいもの
 (店が 入っている 大きな建物など)

たいしょう 対象となる みせ たいもの 店や 建物	みせ たいもの せつめい 店や 建物の 説明	ねが ないよう お願いする 内容		
		1,000㎡より ひろい	1,000㎡まで	
① しょうぎょうしせつ 商業施設	だいきぼこうりてん ひやつかてん 大規模小売店・百貨店・ しょうびんぐせんたー ショッピングセンター・ すーぱー スーパーなど	・お店を 開ける 時間を 短くしま す (5時から 20時ま で) ・生活に 必要な物 を 売っている 店 や 生活に 必要な サービスを してい るところは 含みま せん	くに ほうりつ (国の法律 以外での ねが お願い	
② ゆうぎしせつ 遊戯施設 〈 = 遊ぶところ〉	まーじゃんてん ぱちんこてん マーじゃん店・パチンコ店・ げーむせんたー ゲームセンターなど		い)	・お店を 開け る 時間を 短 くします (5時 から 20時ま で) (ただし、 生活に 必要な 物を 売ってい る 店や 生活 に 必要な サービスを し ているところは 含みません)
③ ゆうきょうしせつ 遊興施設〈 = 遊ぶところ〉※	こしつびでおてん らいぶはうす 個室ビデオ店・ライブハウス・ しやてきじょう けいば ちけつとう 射的場・競馬のチケット売り 場など			
④ さーびすを 提供する店 (生活に 必要 な サービスは 含みません)	すーぱーせんとう スーパー銭湯・ ねいるさろん えすてさろん ネイルサロン・エステサロン・ りらくぜーしょん リラクゼーションなど			

※ ゆうきょうしせつ しょくひんえいせいほう きょか みせ いんしょくてんなど とりあつかい くに ほうりつ とくそほうだい じょう
 遊興施設のうち 食品衛生法の許可があるお店は 飲食店等の 取扱いによる 国の法律〈特措法第24条

だい こう あ ねが
 第9項)に 合わせたお願いを する。

い べん と かんけい たいもの
 (イベント関係の 建物)

たいしょう 対象となる店や たいもの 建物	みせ たいもの せつめい 店や 建物の 説明	1,000㎡より ひろい	1000㎡まで
① げきじょう えいがかん 劇場・映画館な ど	げきじょう かんらんじょう 劇場・観覧場・ えんげいじょう えいがかん 演芸場・映画館・ ぶらねたりうむ プラネタリウム・	あ じかん 開けている時間は 午後9時までに して ください	くに ほうりつ いがい (国の法律 以外での ねが お願い)

	らいぶほうす など ライブハウス など	いべんと イベントを すること いがい 以外は 開けている じかん 時間を 午後8時まで に してください	あ じかん 開けている時間は 午後9 じ 時までに してください いべんと イベントを すること いがい 以外は 開けている時間 を 午後8時までに して ください
② 集 会 ・ 展 示 施 設 しゅうかい てんじしせつ	しゅうかいじょう こうかいどう 集 会 場 ・ 公 会 堂 ・ てんじじょう かしかいぎしつ 展 示 場 ・ 貸 会 議 室 ・ ぶんかかいかん たもくてき 文 化 会 館 ・ 多 目 的 ほ ー る ホ ー ル		
③ ホ テ ル ・ 旅 館 ほ てる りよかん	ほ てる りよかん ひと ホ テ ル ・ 旅 館 (人 の あつ まる ばあい たい 集 まる 場 合 に 対 し と て だ す 。 泊 まる 部 屋 せいげん は 制 限 し ま せ ん 。)		
④ 運 動 施 設 ・ 遊 技 施 設 うんどうしせつ ゆうぎ しせつ	たいいくかん すけーと 体 育 館 ・ ス ケ ー ト じょう すいえいじょう おくない 場 ・ 水 泳 場 ・ 屋 内 て に すじょう じゅうどう テ ニ ス 場 ・ 柔 道 や けんどう 剣 道 を す る と ころ ・ ぼうりんぐじょう ボ ウ リ ン グ 場 ・ す ぽ ー つ じ む ス ポ ー ツ ジ ム ほ っ と よ が ホ ッ ト ヨ ガ ・ よ が す た じ お ヨ ガ ス タ ジ オ ・ やきゅうじょう 野 球 場 ・ ごるふじょう りくじょう ゴ ル フ 場 ・ 陸 上 きょうぎじょう おくがい 競 技 場 ・ 屋 外 て に すじょう ごるふ テ ニ ス 場 ・ ゴ ル フ れんしゅうじょう 練 習 場 ・ ば っ て い ん ぐ バ ッ テ ィ ン グ れんしゅうじょう 練 習 場 ・ て ー ま ぱ ー く テ ー マ パ ー ク ・ ゆうえんち 遊 園 地 など	あ じかん 開 け て い る 時 間 は ご じ 午 後 8 時 まで に し て くだ さ い いべんと イ ベ ン ト を す る と きは 開 け て い る じかん 時 間 は 午 後 9 時 まで に して くだ さ い	くに ほうりつ いがい (国 の 法 律 以 外 で の ねが お 願 い) あ じかん 開 け て い る 時 間 は ご じ 午 後 8 時 まで に して くだ さ い いべんと イ ベ ン ト を す る と き は 開 け て い る 時 間 は ご じ 午 後 9 時 まで に して くだ さ い
⑤ 博 物 館 など はくぶつかん	はくぶつかん びじゆつかん 博 物 館 、 美 術 館 など		
⑥ 結 婚 式 場 けっこんしきじょう	けっこんしきじょう 結 婚 式 場	いんしょくてん の た 飲 食 店 < 飲 ん だ り 食 べ た り す る 店 > と 同 じ	

※ イベントを するときの 参加できる 人数の ルールを しっかり 守ることを お願ひする。

※ 業種別ガイドライン< =仕事の種類によって決められているルール>をしっかりと守ることを願います。

※ 店や建物にきた人がひとつの場所に集まらないように案内すること。熱や咳などがある人は店や建物に入ることができないようにすることを願います。

※ 飲食店< =飲んだり食べたりする店>については、レストラン等の開けている時間を短くするお願い(国の法律(第31条の6第1項)と同じ)。

(II) 下の建物は国の法律以外でのお願いをします。

① お願いをする地域と期間

・ 京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市 以外

の地域

・ 2021年8月2日 午前0時から 8月31日 午後12時まで

② お願いをする建物と内容

(店が入っている大きな建物など)

対象となる店や建物	店や建物の説明	お願いする内容
① 商業施設	大規模小売店・百貨店・ショッピングセンター・スーパーなど	<p>・ お店を開ける時間を短くします(5時から21時まで)</p> <p>(ただし、生活に必要な物を売っている店や生活に必要なサービスをしているところは含みません)</p>
② 遊戯施設 < =遊ぶところ>	マージャン店・パチンコ店・ゲームセンターなど	
③ 遊興施設 < =遊ぶところ>	個室ビデオ店・ライブハウス・射的場・競馬のチケット売り場など	
④ サービスを提供する店 (生活に必要なサービスは含みません)	スーパー銭湯・ネイルサロン・エステサロン・リラクゼーションなど	

いべんとかんけい たてもの
(イベント関係の建物))

たいしょう みせ 対象となる店や たてもの 建物	みせ たてもの せつめい 店や建物の説明	ねが ないよう お願いする 内容
げきじょう えいがかん ① 劇場・映画館な ど	げきじょう かんらんじょう 劇場・観覧場・ えんげいじょう えいがかん 演芸場・映画館・ ぶらねたりうむ プラネタリウム・ らいぶはうす ライブハウス など	
しゅうかい てんじしせつ ② 集会・展示施設	しゅうかいじょう こうかいどう 集会場・公会堂・ てんじじょう かしかいぎしつ 展示場・貸会議室・ ぶんかかいかん たもくてき 文化会館・多目的 ほーる ホール	
ほてる りよかん ③ ホテル・旅館	ほてる りよかん ひと ホテル・旅館(人の あつまる ばあい たい 集まる 場合に対し てです。泊まる部屋 は せいげん は 制限しません。)	
うんどうしせつ ゆうぎ ④ 運動施設・遊技 施設	たいいくかん すけーと 体育館・スケート じょう すいえいじょう おくない 場・水泳場・屋内 てにすじょう じゅうどう テニス場・柔道や けんどう 剣道をするところ・ ぼうりんぐじょう ボウリング場・ すぽーつじむ スポーツジム ほつとよが ホットヨガ・ よがすたじお ヨガスタジオ・ やきゅうじょう 野球場・ ごるふじょう りくじょう ゴルフ場・陸上 きょうぎじょう おくがい 競技場・屋外 てにすじょう ごるふ テニス場・ゴルフ れんしゅうじょう 練習場・ ばつていんぐ バッテイング れんしゅうじょう 練習場・ てーまぱーく テーマパーク・	あ 開けている時間は 午後9時までに してくだ さい

	ゆうえんち 遊園地 など	
⑤ 博物館 など	はくぶつかん 博物館、美術館など	
⑥ 結婚式場	けっこんしきじょう 結婚式場	いんしょくてん の た みせ おな 飲食店<＝飲んだり食べたりする店>と同 じ

- ※ イベントを するときの 参加できる 人数の ルールを しっかり 守ることを お願いします。
- ※ 業種別ガイドライン<＝仕事の種類によって 決められている ルール>を しっかり 守ることを お願いします
- ※ 店や 建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内すること。熱や 咳などがある人は 店や 建物に 入ることが できないようにすることを お願いします。
- ※ 飲食店<＝飲んだり食べたりする店>については、レストラン等の 開けている時間を 短く する お願い(国の法律(第31条の6第1項)と お酒を出すために 店が 守らなければ いけない こと)のお願い(国の法律(特措法第24条第9項)と同じ)。